

税制改正大綱について

与党（自由民主党及び公明党）は、平成27年12月16日、平成28年度税制改正大綱を決定しました。ビル事業に関する主な税制は次のとおりです。

当連合会の要望事項関係

1 国家戦略特別区域における特例措置の延長

国家戦略特別区域において、わが国の経済社会の活力向上等に寄与することが見込まれる事業を行う事業者を支援する法人税の特例措置（特別償却又は税額控除）について、一部要件を見直しの上、2年延長されました。

特例の概要

表1をご参照下さい。

総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人を対象として課税所得からの所得控除が可能

当連合会の要望事項以外

3 省エネ改修投資促進のための特例措置／縮減・廃止期間の明確化

一定の省エネ設備の取得等をし、事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除を可能とする制度が平成26年度に創設されました。創設当初の予定通り、平成28年度に支援措置を縮小し、平成28年度末に廃止することが明記されました。

これは、縮減・廃止期限を明確化することで期限内の設備投資を促すものです。

表3をご参照下さい。

※ 税額控除は、当期法人税額の20%が上限

対象設備

①先端的設備
以下のいずれかのうち、最新モデルかつ生産性向上要件（※1）を満たすもの

1. 建物（断熱材、断熱窓）
2. 建物附属設備（照明設備、冷

4 建物附属設備・構築物の減価償却方法の見直し

※ 2 税額控除は当期法人税額の20%が限度

※ 3 増加額・投資後3年間の平均額

※ 2 投資利益率（ROI）＝（営業利益十減価償却費）の増加額（※3）／設備投資資金

※ 3 増加額・投資後3年間の平均

方法について、定率法の選択が廃止され、定額法に統一されることとなりました。

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備・構築物の減価償却

※ 2 税額控除は当期法人税額の20%が限度

※ 3 繰越控除制度・上記限度の超過額（20%超）を1年間繰り越し控除できる制度

※ 2 税額控除は当期法人税額の20%が限度

※ 3 繰越控除制度・上記限度の超過額（20%超）を1年間繰り越し控除できる制度

却又は税額控除を可能とする制度
※ 2 税額控除は当期法人税額の20%が限度

※ 3 繰越控除制度・上記限度の超過額（20%超）を1年間繰り越し控除できる制度
※ 4 専ら特区内で認定国際戦略

表3

平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日以降
即時償却 	特別償却50%（建物・構築物は25%） 	廃止

表4をご参照下さい。

「建物附属設備」

建物に付属して機能する工作物
例：電気設備（照明設備を含む）、給排水設備、ガス設備等

表4

土地の上に建てられた建物以外の工作物
例：塀、屋外広告塔、貯蔵用タンク

空調設備、昇降機設備

表4

	現行	見直し後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法または定率法	定額法
構築物	定額法または定率法	定額法